

政令第三百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項、第十一条第一項第四号ロ、第十六条第三項第二号ロ及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同理事会決議第千八百七十四号」を「同理事会決議第千七百三十七号、同理事会決議第千七百四十七号、同理事会決議第千八百三十三号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第千九百二十九号」に改め、「、同理事会決議第千二百三十一号」を削る。

第八条第一号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百三十一号」を「第千七百三十七号等決議（国際連合安全保障理事会決議第千七百三十七号、同理事会決議第千七百四十七号、同理事会決議第千八百三十三号及

び同理事会決議第千九百二十九号をいう。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号」を「第千七百三十七号等決議」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

イランによる核兵器等の開発等に関し国際連合安全保障理事会決議第十七百三十七号等が適用されることとなったことに伴い、これらの同理事会決議について、大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている同理事会決議として追加する等の必要があるからである。